



令和6年度フェリー秋田航路旅行商品支援事業

フェリー秋田航路を利用する旅行商品を企画・販売する旅行会社に対して、造成費の一部を支援します。

■ 対象事業者（実施要綱第2条）

旅行業法に定める登録を受けた旅行会社（現地関係法令等に定める登録を受けた事業者）

■ 対象旅行商品（3条）

次の条件を全て満たす旅行商品（Web販売商品も対象！）

- ① 令和6年4月1日～令和7年2月28日の期間に旅行を募集及び催行すること
- ② フェリー秋田航路を片道以上利用し、秋田着商品については秋田県内の観光地等を訪問すること
- ③ 広告媒体等に当協議会から支援を受けていることに加え、秋田航路が25周年である旨を明記すること（例：秋田航路25周年記念）
- ④ 請求書や領収書により送客実績の確認が可能であること

■ 交付額（3条）

送客実績に応じて、以下の金額を支援します。

| 送客人数 | 秋田着（イン）商品 | 秋田発（アウト）商品 |
|--------|-----------|------------|
| 1～24人 | 50,000円 | |
| 25～49人 | 75,000円 | |
| 50人以上 | 100,000円 | |

■ 事業申請の手続き及び実績報告について（4条～9条）

| 手続き | 旅行会社（事業者） | 事務局 |
|--------|-------------------|--------------|
| ① 申請 | 申請書の提出【様式第1号】※造成前 | 事業承認通知【2号】 |
| ② 実績報告 | 実績報告書【3号】 | 交付額の確定通知【4号】 |
| ③ 請求 | 請求書の提出【5号】 | 交付金の振込 |

■ 申請書等送付先及びお問い合わせ先について

〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号 秋田県交通政策課内
秋田県環日本海交流推進協議会 フェリー利用促進部会 事務局
TEL：018-860-1282 FAX：018-860-3879 Mail：koutsuuseisakuka@pref.akita.lg.jp
アキタファン旅行事業者向け情報サイトからご確認いただけます。

アキタファン旅行事業者向け情報サイト

検索

